

株式会社福岡丸福水産

令和 8 年 7 月 1 日
一般事業主行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができるよう、社内制度や労働環境を整備し、全社員の能力を十分に発揮することを目指し、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 8 年 7 月 1 日～ 令和 11 年 6 月 30 日までの 3 年間

2. 内容

目標

- ・対象となる男性労働者に 2 週間以上の育休を取得させる
- ・対象となる男性労働者の育休取得率を 100%にする

<対策>

- 令和 8 年 9 月～ 全従業員に対し、両立支援制度、育児休業給付、休業中の社会保険料免除などについて社内会議及び掲示板を活用し周知する
また、目標を達成するための項目を就業規則で規定し制度を整備する。
- 令和 8 年 11 月～ 育児休業に関連する制度の周知のための掲示物を作成、掲示する。
- 令和 9 年 4 月～ 育児休業取得状況の整理及び確認
- 令和 9 年 10 月～ 育児休業に関連する制度のアップデート確認と周知
- 令和 10 年 4 月～ 育児休業取得状況の整理及び確認
- 令和 11 年 4 月～ 育児休業取得状況の整理及び確認